

整理番号	経-法申-11
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当） 名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部産業振興課 (06-6615-3781)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	商店街振興組合定款変更の認可
概要	商店街振興組合が定款の変更を行う場合は、総会の議決を経て、行政庁（大阪市長）の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	商店街振興組合法第62条
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接してその事業を営む市の区域に属する地域であつて、その大部分に商店街が形成されているものでなければならない。ただし、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接してその事業を営む地域であつてその大部分に商店街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限り、当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。（第6条第1項） ・ 商店街振興組合の地区は、2以上の都府県の区域にまたがるものであつてはならない。（第6条第2項） ・ 商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の3分の2以上が組合員となり、かつ、総組合員の2分の1以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であるものでなければ、設立することができない。（第9条） ・ その他政令で定める要件（法施行令第1条）を備えていると認められるとき <p>第62条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 定款の変更 （2） ～（5）省略 2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。 4 省略
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	経済戦略局産業振興部産業振興課
提出時期	随時
提出方法	定款変更認可申請書、変更箇所新旧対照表、変更理由書、総会議事録を大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課に提出してください。
手数料	なし
相談窓口	経済戦略局産業振興部産業振興課
ホームページ	
備考	